

歴史的市街地における文化的景観の形成過程と住空間の応答 宇治市中宇治地域を対象として

A Study on Cultivating Process of Cultural Landscape and Response of Living Space in a Historic Urban Area
Case Study on Naka-Uji Area, Uji City

37-206157 河崎篤史

This study analyzes the transformation of residential space, consisting of land ownership and land use, in the Naka-Uji area of Uji City since the modern era, and clarifies how residential space responds to nature and urban infrastructure to form cultural landscapes. "The unit of land ownership" is defined and maintained by the natural and urban infrastructure and forms a cultural landscape, and its territoriality can be evaluated by the index defined as "degree of regulation". Regarding the land use, it is clear that there is a "mosaic structure of open spaces" consisting of open spaces that transform autonomously and open spaces that are regulated by nature and urban infrastructure and cannot be transformed.

1章 はじめに

1-1 研究の背景

文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」（文化財保護法第二条第1項第五号）と定義され、これは近年市街地を対象に重要文化的景観の選定が見られるなど、都市部においても議論の展開が見られる。

都市部における文化的景観においては、都市の変化のダイナミズムの中で価値を踏まえた都市計画のあり方が重要¹⁾であり、また従来の文化財や農村部における文化的景観のようにある特定の視点から俯瞰し規制していくカテゴリーとしての視点は都市に対してはなじみにくく、価値を持続する変化を捉えそれをどのように保全していくかというアプローチとしての視点が必要である²⁾とされる。一方で、都市部における文化的景観のアプローチとしての側面については十分な検討がなされておらず³⁾、近代以降社会構造やライフスタイルが急激に変化していく中で都市空間が変容し、現在の景観に文化的景観が見出しづらいということも指摘されている。⁴⁾⁵⁾

こうした中で都市計画・都市デザインの学問領域は、都市空間を対象にその変容を捉え、その中で持続する価値を見出すことで、文化的景観を地域のランドビジョンとして発展させることに寄与することができる。都市空間の変容を分析することで、その変容の中で維持される自然と人との相互作用、すなわち文化的景観を見出すことはできるのだろうか。

1-2 研究の目的

以上を踏まえ、都市における文化的景観について：

(1) 近代以降、社会構造やライフスタイルの変化によって、文化的景観が変容している市街地において、都市空間、特に人々の生活の空間である住空間に着目し、その変容過程の実態について明らかにする。

(2) その住空間の変容の中で、住空間は文化的景観に対してどのように応答しているのか、またそこで維持される文化的景観の空間的特性を明らかにする。

以上2点を本研究の目的とする。

1-3 対象地の選定

重要文化的景観「宇治の文化的景観」（以下では「宇治の文化的景観」と表記するものを重要文化的景観で指摘されるものとする）に選定されている宇治市中宇治地域を対象とする。選定条件は以下の2点である。

(1) 対象地は都市部で初めて重要文化的景観に指定された都市であり、文化的景観が存在する都市の中でも特に重要度が高いこと。

(2) 重要文化的景観の選定基準（一）について、対象地は都市部における文化的景観が含む6～8の基準を全て満たし、さらに1と5も満たしていることから、他の重要文化的景観に選定されている6都市と比較しても、さまざまな要素から成る複雑な都市であり、それゆえに本研

表 1 重要文化的景観選定都市の比較

名称	基準 (一)								基準 (二)
	1	2	3	4	5	6	7	8	
葛飾柴又の文化的景観					○		○		○
佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観						○	○	○	○
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化					○		○	○	○
長良川中流域における岐阜の文化的景観			○	○			○	○	○
宇治の文化的景観	○				○	○	○	○	○
京都阿曽の文化的景観					○	○	○	○	○
別府の湯けむり・温泉地景観					○	○			

究は他の一般的な歴史的市街地に関しても応用可能な研究となること。(表1)

1-4 対象地における文化的景観の構造と本研究の関係性

本研究の目的を対象地に適用させると図1のように表現することができる。本研究では自然基盤・都市基盤の上に現れる「住空間」を、土地所有の空間要素である筆形状・地目を示す「土地所有形態」と、土地割された一区画の土地「画地」内での空間利用形態を示す「画地利用形態」の2つから成るものとして定義する。その住空間の近代以降の変容過程(図の茶色の編みかけで示される領域)を仮説として設定し、すでに「宇治の文化的景観」で指摘されている領域(灰色の線で囲まれる領域)に対してどのように応答しながら変容してきたのかを分析する。

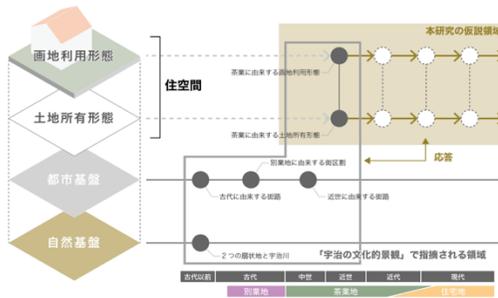


図1 宇治の文化的景観の構造と本研究との関係性

1-5 既往研究の整理と本研究の新規性

都市の文化的景観の議論においては空間変容と景観として表出する生業・生活との関係性が重要である。茶業を継続しながらも宅地化という空間変容を受け止めた中宇治地域を対象にその関係性に着目している点で本研究には新規性がある。

また文化的景観に関する研究については重要文化的景観制度やその運営に関する研究は多く見られるが、空間やその変容に着目したものはほとんど見られない。自然基盤・都市基盤という都市のマクロな構造が、土地所有形態と画地利用形態という市街地を構成するミクロな要素までの空間変容に着目している点で本研究には新規性がある。

1-6 研究の構成と手法

2章では「宇治の文化的景観」について既往文献を用いて整理する。また対象地が近代以降茶業地から住宅地へと転換していく背景について、宇治茶業の土地経営に着目し、既往文献、聞き取り調査からその変遷と実態について把握する。3章と4章ではそれぞれ近代以降の土地所有形態と画地利用形態の変容と文化的景観との関係性に着目し、3章では明治期の地籍図(1873年、1881年、1909年のもの)と現在の公図・登記証明書をを用い、4章では公

図、白地図、航空写真、住宅地図等の地図を用いて分析を行なう。

2章 「宇治の文化的景観」の概要と茶業経営の変遷と実態

2-1 対象地の基盤となる自然基盤・都市基盤

対象地は南部の山間部から流れ出る2つの小河川によって形成された2つの扇状地の重なり合いを自然基盤として有し、宇治川に向かって北下りの勾配を有する。またその自然基盤上に、古代の別業地に由来する基盤目街区と中近世に由来する宇治橋通りが形成されている。これらの自然基盤・都市基盤は現在まで継承されている。

2-2 「宇治の文化的景観」と現在の市街地景観とのギャップ

今村(2011)⁶⁾によると「宇治の文化的景観」では主に「茶業」と「古代より継承される町割り」の2つが価値づけられている。すなわち文化的景観のカテゴリーとしての側面が卓越している一方で、現在の市街地の景観の大半は近代以降の変容を受けた住空間によって構成されている。近代以降茶業地から住宅地へと転換していく中で、茶業はどのように価値を維持しながら変化し、その上で自然基盤・都市基盤はどのように関係しながら現在の景観を形成しているのかを明らかにすることが本研究の目的である。(図2)

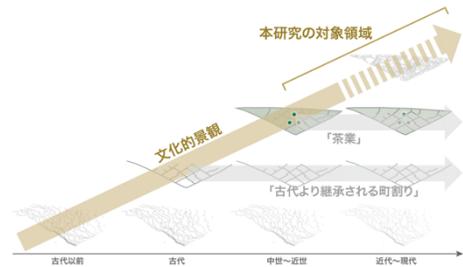


図2 「宇治の文化的景観」と現在の市街地景観のギャップ

2-3 分散的・広域的な茶園経営の構造—茶業地から住宅地への転換の背景

2-2で言及した「茶業」は近代以降どのように変化していったのか、その土地経営に着目し、茶業地から住宅地へと転換していく背景を明らかにする。

近世において、宇治茶業は特権階級・御茶師による宇治郷で完結した産業形態であった。近代に入り、江戸幕府の滅亡とともに御茶師は没落し、代わって活躍した茶商・茶農家は宇治郷にとどまらず、分散的・広域的に茶園を取得した。その後、都市化の影響を受け、利便性の高い対象地を中心に茶園は宅地化されていくが、現在対象地内で茶業を営む茶商・茶農家は中宇治周辺の茶園を保持することで茶業を継続することが可能となっている。(図3)

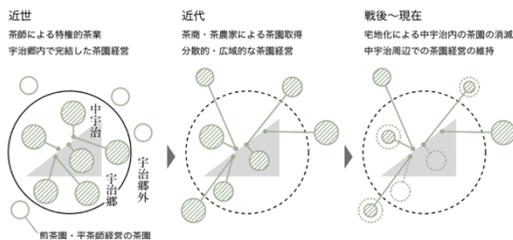


図3 宇治茶業に関する茶園経営の変遷

すなわち、近代以降の分散的・広域的な土地経営の構築は茶業地としてのステータスを維持しながらも住宅地化することを可能にしており、これは文化的景観形成の基盤となっている。

2-4 分析対象街区の設定

以上を踏まえ、対象地の中から8つの街区を抽出し、次章以降住空間の変容の分析を行う。(図4)

選定条件は以下の2点である。:

(1) 近代以前茶園・田畑などの農地が広がっており、そのエリアこそが茶業地から住宅地への変容を受け止めていること。

(2) 古代の基盤目街区によって空間の総量が一定であること。



図4 分析対象街区の抽出

3章 土地所有形態の変容と文化的景観の形成

3-1 「土地所有の単位」による文化的景観の形成

土地所有形態の変容の分析から、変容の中で維持されるものとして、自然・都市基盤によって規定される「土地所有の単位」の存在が明らかになった。

ある筆についてその筆がどの程度自然・都市基盤によって規定されているかを表す指標として【規定度＝(筆界上に存在する段差・水路・街路・路地などの規定要素の数) / (筆を構成する辺の数)】を定義する。規定度の値が1に近いほど自然・都市基盤による規定が強く、その筆の領域性が高いことを示す。

規定度の高い筆の分布について表したものが図5である。これによると土地所有の単位が維持されている筆は明治初期において地目が「田」または「宅地」であった筆が多く、すなわち水平面を有していた筆においては土地所有の単位が維持されていることが分かる。またそうした単位では分筆など土地所有形態の細分化が生じる際も、その単位内という限定された領域内での分筆が見られる。

以上を踏まえると規定度を用いて図6のように土地所有形態の変容と文化的景観の形成過程を表すことができる。①規定度の大きい筆ではその筆を土地所有の単位と



図5 「土地所有の単位」を維持する筆の分布

した土地所有形態の変容が生じており、これは自然基盤・都市基盤への応答、すなわち文化的景観を形成している。一方で、②規定度の小さい筆では周辺との土地の融通が可能であり、時代の変化に伴う土地所有形態の変容を柔軟に受け止めていると言える。また、③茶園に由来する筆では筆内に勾配が存在するために「宅地」化の際に新たな水平面と段差が生じ、それらが周辺の土地所有形態の次の変容を規定している。

こうした土地所有形態の文化的景観の形成がどのような変容の実態から明らかになったのかを次節で示す。

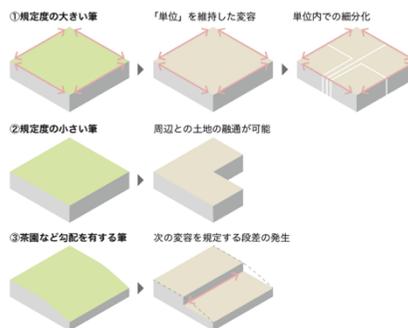


図6 規定度と土地所有形態変容パターンの関係性

3-2 土地所有形態の変容の実態

3-2-1 分析手法の概要

明治初期(1873～1881年)、1909年、1968年、1979年、1989年、2005年、2019年の7時点それぞれについて、筆の地目(実際の土地利用と区別するため地目は「」を付けて表記するものとする)の変化と筆形状の変化に着目し、明治期の地籍図と現在の公図、登記証明書を用いて分析地図を作成した。またその分析地図に筆界上に現れる地形・段差・水路・街路・路地をプロットすることで土地所有形態の変容と自然・都市基盤との関係性を明らかにする。

3-2-2 土地所有形態の変容過程と文化的景観への応答

(1) 明治初期から1909年にかけての変容

明治初期の時点では街区辺縁部に家屋が点在し、街区内部に茶園をはじめ田・畑などの農地が広がっていた。

この時期では街区辺縁部の「田」「畑」の「宅地」化が見られ、南北の街路に沿って存在した「田」の筆形状を維持した「宅地」化や、対象地南部の街路沿いの「畑」の「宅地」化が生じた。また表「宅地」の筆形状を補助線とした街区内部の農地の「宅地」化も見られる。

(2) 1909 年から 1968 年／1968 年から 1979 年にかけての変容

宇治市が京阪神のベッドタウンとして戦後都市化していくこの時期においては、それまでまとまって存在していた農地が公共施設やミニ開発・駐車場へと変容するような大規模な土地利用転換が見られる。先述したようにこの時期までに対象地内のほとんどの「田」「畑」は「宅地」化されるが、その地形や街区の大きさによって「宅地」化できずに「雑種地」へと変容した筆も一部見られる。

(3) 1979 年以降の変容

1979 年以降、多くの筆は地目・筆形状ともに「宅地」として維持された安定した状態にあり、局所的に「宅地」が細分化されるケースが散見される。ここで筆界上の段差や水路に着目すると、それらによって形状が制約されている筆においてはその筆の単位内で分筆される一方、それらによる制約がない、または少ない筆においては合筆を伴うような周辺の土地と融通する変容が見られる。

以上を踏まえると、自然・都市基盤によって規定されることで維持される「土地所有の単位」の存在が明らかとなり、これは文化的景観を形成している。また「規定度」はその筆の領域性を評価する上で有効な指標となる。

4 章 画地利用形態の変容と文化的景観の形成

4-1 オープンスペースへの着目

大谷 (1973)⁶⁾ によると市街地の空間構成は「組成」「組織」「構造」の 3 つの概念によって捉えることができる。本章の目的は「組成」「組織」である画地利用形態と「構造」である自然基盤・都市基盤との関係性を明らかにすることである。ここで宮城 (1992)⁷⁾ は、大谷の提示する 3 つの概念を踏まえ、戸建て住宅から成る住宅市街地においては住戸同士及び住戸と街路が家屋の周囲に配されたオープンスペースを介して接しつつ集合しており、「市街地の空間構成では、オープンスペースが構造を規定する重要な空間要素である」とする。以上を踏まえ、本章では宅地内屋外空間と茶園・田畑などの農地や駐車場、空き地などの非建ぺい地系の屋外空間を含んだオープンスペースに着目した分析を行う。

4-2 「オープンスペースのモザイク構造」と「環境ヴォイド」による文化的景観の形成

画地利用形態の変容の実態を分析することで、対象地には 3 種類のオープンスペースから成る「オープンスペースのモザイク構造」が存在することが明らかになった。(図 7)

1 つ目が接道・整形画地の敷地内屋外空間であり、発生・滅失を繰り返す流動的なオープンスペース、2 つ目が非接道・不整形画地に生じる建築の余白としてのオープンスペース、3 つ目が地形・段差・水路などの自然基盤と街路・路地などの都市基盤（接道条件）によって規定され、変容できず固定的に維持されるオープンスペースである。これら 3 つのオープンスペースによって、市街地全体としてオープンスペースの総量を維持しながらも、そのパターンはモザイク状に変化する「オープンスペースのモザイク構造」が形成されている。ここで 3 つ目のオープンスペースは自然・都市基盤に対して「変容できない」ことで応答し文化的景観を形成している。このオープンスペースを「環境ヴォイド」と定義する。

これら 3 種類のオープンスペースは所有者・居住者の意向やニーズに応じて個々に形態が変容していく「自律的な画地利用形態」（例えば庭の配置や駐車スペースの有無など）と自然基盤（地形・水系）や都市基盤（接道条件）といった外的条件に変容が律される「他律的な画地利用形態」の 2 つに整理することができ、この両輪が文化的景観の基盤となるオープンスペースのモザイク構造を担保している。

こうした画地利用形態における文化的景観の形成がどのような変容の実態から明らかになったのかを次節で示す。

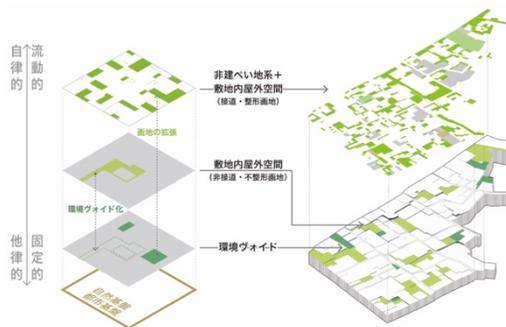


図 7 オープンスペースのモザイク構造

4-3 画地利用形態の変容の実態

4-3-1 1968 年以前における画地利用形態の推定

3 章で確認した明治初期から 1909 年、1909 年から 1968 年までの 2 つの期間の土地所有形態の変容を通期的に類型化したものと 1968 年における画地境界、1968 年における家屋類型の分布を重ね、画地が「宅地」化したタイミングとそこに出現した家屋類型の関係性を分析し、1968 年以前の画地利用形態の変容を推定する。(図 8)

これによると明治初期から 1909 年までに「宅地」化した画地では「田」「畑」に由来する大きな画地に「長屋型」の画地利用形態が、1909 年から 1968 年までに「宅地」化した画地では画地内に庭を有する「屋敷型」の画地利用形態が多く見られる。また明治初期から 1968 年にかけて

複合的に変容した画地では、徐々に画地を拡張しながら庭を有するゆとりある「屋敷型」、表「宅地」を補助線に街区内部方向に各地を拡張した「町屋型」の画地利用形態が見られる。

以上から、1968年以前においては茶業地に由来する土地所有形態によって規定され生じた様々な形状・規模の画地によって市街地が構成され、モザイク状の画地利用形態が広がっており、画地形状や規模に合わせて多様にオープンスペースが展開していると推測される。これは4-2で示した「オープンスペースのモザイク構造」の素地となっていることが示唆される。

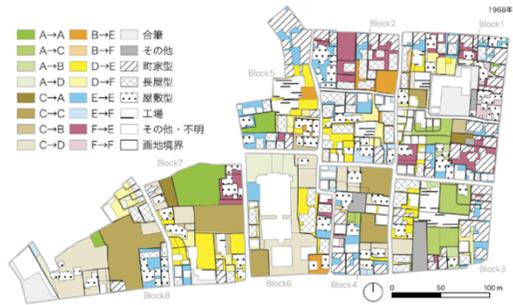


図8 1968年までの土地所有形態の変容と類型家屋の分布

4-3-2 1968年以降の敷地平面構成の空間的特徴

1968年以降の画地利用形態の変容の実態を把握する上で、まず1968年以降に出現するすべての「接道・整形な画地」について



図9 敷地平面構成の類型化

図9のように敷地平面構成を類型化する。その出現頻度が高い類型1、類型2+3+4、類型6、類型8について、間口幅F・奥行き長さD・画地面積の指標によってその空間的特徴を把握する。

また敷地内に屋外空間を保有する類型2、3、4、6、8の画地について、建ぺい率・敷地内屋外空間の面積の指標によって類型と屋外空間の関係性について把握する。

これらを踏まえると、図10のように各類型について敷地内の屋外空間の配置や規模は画地の寸法や面積によって規定されていることが明らかになった。

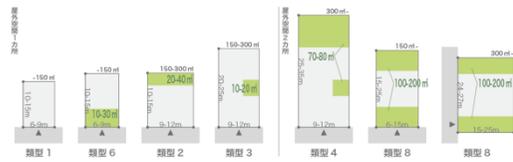


図10 類型ごとの敷地平面構成の空間的特徴

4-3-3 成熟期における敷地平面構成の変容

(1) 「接道・整形な画地」の敷地平面構成の変容

「接道・整形な画地」の敷地平面構成の変容については①画地形状を維持したまま画地利用形態が変容するケースと②画地形状が変化して画地利用形態が変容するケースの2つが想定される。①については、変容前の類型、各敷地の奥行き長さDと間口幅Fの比D/F、画地面積との関係性を分析し、②においては、分割が生じる変容に着目し、その分割パターンと間口幅F、奥行き長さDの関係性を分析する。これらより、画地の寸法・比率・面積から画地形状の維持・変化や変容後の敷地平面構成が規定されていることが推定される。(図11の灰色の網かけ部分) これらは自律的な画地利用形態であり、発現するオープンスペースは流動的に変化する。

(2) 「非接道・不整形な画地」の敷地平面構成の変容

「非接道・不整形な画地」の敷地平面構成の変容については、各街区を抽出し、1968、1979、1989、2005、2019の5時点について画地形状と屋外空間をプロットし、その変容の実態について形態的に把握した。これによると2つの特徴的な画地の存在が明らかになった。(図11の薄緑の網かけ部分)

1つ目が平安時代に由来する巨大な街区によって規定された非接道・不整形な画地であり、こうした画地ではその形状ゆえに効率的に土地を利用することができず、建築の余白としてのオープンスペースが維持される。

2つ目が4-2で述べた「環境ヴォイド」である。ここで改めて環境ヴォイドを「地形、段差、水路(自然基盤)と街路・路地・接道条件(都市基盤)によって規定され、単体では都市の変化のダイナミズムの中で変容することができず維持されるオープンスペース」と定義する。環境ヴォイドを巡って2つの画地利用形態の変容を見出すことができる。1つ目は環境ヴォイドが周辺画地と合体することで画地を拡張する動き、2つ目は非接道・不整形画地について自然・都市基盤に規定されることで建築による更新がなされず、駐車スペース・空き地など低未利用なオープンスペースへと変容する動きである。

これらは他律的な画地利用形態であり、発現するオープンスペースは固定的に維持される。

以上のように自律的な画地利用形態と他律的な画地利用形態がモザイク状に展開するオープンスペースのモザイク構造の存在が明らかになった。

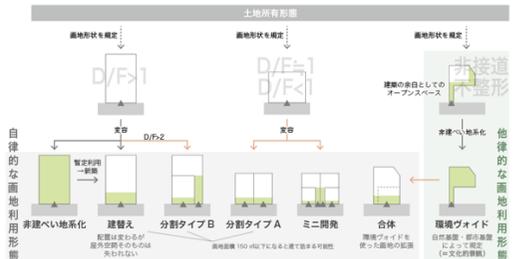


図11 画地利用形態の変容過程

5章 結論

5-1 文化的景観の形成過程と住空間の応答

近代以降の住空間の変容実態を分析することで浮かび上がった文化的景観とその形成過程は図12のように2つのスケールで整理することができる。

まず街区スケールでは自然基盤によって規定された別業地に由来する街区は、茶業地時代においてはその内部が農的に利用されていたが、近代以降茶業の機械化などによる工場立地や宅地化の進行によって非接道・不整形な画地が生じ、それらは自然基盤・都市基盤によって規定されているために更新することができず環境ヴォイドが形成される。

画地スケールでは自然・都市基盤によって筆の形状が規定され土地所有の単位が維持されている。そうした単位を維持した画地利用形態の更新も見られる一方で、その規定度の大きさによっては更新することができず環境ヴォイドが形成される。

このように文化的景観は形成され、自然基盤や都市基盤に対して単体では「変容できない」ことで応答するオープンスペース・環境ヴォイドは文化的景観の発現形である。

5-2 対象地における文化的景観への示唆

宇治において近代以降茶業が機械化していく中で街区内部の茶園が茶工場へと土地利用転換された。現在も元々茶商が所有していた茶園が売却され、大規模な駐車場化していたが、再び茶商が買い戻し宇治茶の発信拠点の創出を構想しているなど、対象地に展開するオープンスペースは生業の変化やそれに伴う空間変容を受け止めている。つまりオープンスペースは茶業を発展させていくための歴史的・文化的な素地として価値づけることが可能である。

5-3 都市部における文化的景観への示唆

本研究で明らかになった環境ヴォイドは半永久的にオープンスペースとして残存する可能性があり、通風・採

光・眺望・防災の観点から周辺の住環境（相隣環境）を向上させる環境装置としての役割が期待できる。現在、環境ヴォイドは低未利用の状態にあるものがほとんどであるが、そうした場所に対して戦略的に手を入れマネジメントしていくことが求められる。

また環境ヴォイドはその他の市街地、特に歴史的市街地においても発現していると推測され、規定度の考え方も適用可能である。本研究にて提示した「土地の読み方」は、他の市街地において文化的景観を見出すための有効な手法の一つである。

参考文献

- 1) 恵谷浩子、清水重敦、平澤毅：「文化的景観の輪郭と多様性」、奈良文化財研究所紀要, pp. 14-15, 2009
- 2) 西村幸夫：「都市における文化的景観にどのように接近するか」、『都市の営みの地層-宇治・金沢』, pp. 168, 国立文化財機構奈良文化財研究所, 2017
- 3) 中谷裕一郎、小浦久子：「金沢の文化的景観における犀川・浅野川の川筋保全に関する研究 都市構造における役割の変化と持続する自然基盤の価値」、日本都市計画学会都市計画論文集, Vol. 56No. 3, pp. 1321-1326, 2021
- 4) 今村洋一：「重要文化的景観における制度運用の全国的実態と課題-国土政策における地域性を再認識・継承する一手法として-」、『平成 22 年度国土政策関係研究支援事業研究成果報告書』, pp. 26-27, 2011
- 5) 大迫和己：「重要文化的景観における生業の実態に関する研究：「葛飾柴又の文化的景観を対象として」、法政大学紀要, No. 8, pp. 1-8, 2019
- 6) 大谷幸夫：「都市空間の構成」、『岩波講座 現代都市政策 IX 都市の空間』, pp. 85-87, 岩波書店, 1973
- 7) 宮城俊作：「歴史的市街地における「にわ」を媒介とした空間構成単位の研究」、pp. 147, 京都大学博士論文, 1991

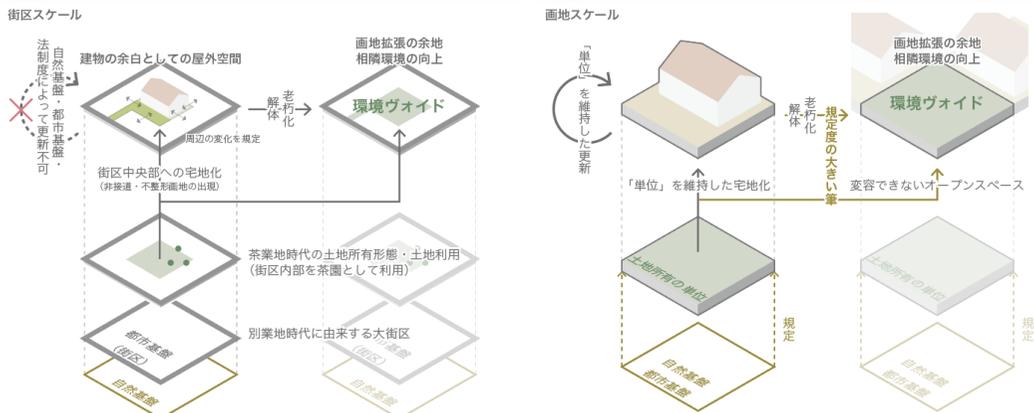


図12 街区スケールと画地スケールでの文化的景観の形成と環境ヴォイドの発現